# 消費者機構日本ニュースレター

160号

#### 【東京医科大学被害回復訴訟 簡易確定手続】565名が参加申込み

東京医科大学の受験料返還請求について、7月10日の簡易確定手続開始決定以降、当機構において参加申込みを受け付け、10月10日に締め切りました。

565 名の方から参加申込みをいただき、現在、裁判所への債権届出に向けて対象消費者の確認など最終的な作業を行っています。

なお、確認の結果、債権届出をする対象消費者が若干名減る場合があります。

#### 【東京電力エナジーパートナー株式会社】

「でんき家計簿・くらし TEPCO web サービス利用規約」の免責規定の一部が是正されました。

消費者機構日本では、消費者からの情報提供を受けて、東京電力エナジーパートナー株式会社に対して、「でんき家計簿・くらし TEPCO web サービス利用規約」(※1)の第20条2項(※2)にて情報の正確性ついて免責している理由について、「問い合わせ」(2020年7月7日)を行いました。

- (※1) インターネットサイトにおいて毎月の電気使用量をお知らせするサービス等のこと。
- (※2)「第20条 免責 2. 当社は、本サービスにおいて、情報の正確性・有用性についていかなる保証も行わないものとします。」

「でんき家計簿・くらし TEPCO web サービス」の内容には、【下表】に記載があるとおり、「Web 検針票」「使用量と料金をグラフで見る」「電気使用量・金額確定お知らせメール」が含まれています。

これらのサービスは、何よりも情報の正確性が確保されなければならない性格を有しているにもかかわらず「情報の正確性・有用性についていかなる保証も行わないものとします。」との免責規定がおかれていたため問い合わせを行った次第です。

東京電力エナジーパートナーからは、「ご回答書」(2020年7月31日)が届きました。

当該事業者によれば、電力小売自由化(2016年4月)の前にリリースしていたサービスである「でんき家計簿」と、自由化後にリリースしたサービスである「くらし TEPCO web サービス」は、近似したサービスであったため、共通の利用規約として一本化して利用を開始したところ、「でんき家計簿」で使用していた免責規定を誤って維持したまま利用を継続してしまっていたとして、本年7月31日付で修正を行ったとのことです。

修正前	修正後(2020年7月31日付)	
第 20 条 免責	第 20 条 免責	
2. 当社は、本サービスにおいて、	2. 当社は、本サービスにおいて、会員の電気・ガスのご契約	

かなる保証も行わないものとし ます。

情報の正確性・有用性についていしにかかる料金、ご使用量およびポイントに関するお知らせを 除き、情報の正確性、有用性についていかなる保証も行わな いものとします。

その他、関連して第20条3項が新設され、同条4項も修正されました。詳細は、当機構ウ エブサイトで掲示しています「ご回答書」を参照ください。

http://www.coj.gr.jp/zesei/pdf/topic\_201005\_01\_02.pdf

#### 【表】でんき家計簿・くらし TEPCO web サービス内容

サービス内容	<∂UTEPCO web	でんき家計簿
家電アシスト※1	Φ	_
Web検針票	Φ	©
使用量と料金をグラフで見る	Φ	©
毎月貯まるポイント※2	Φ	<del>-</del>
電気料金にポイントを使う※3	Φ	_
契約情報追加	_	©
各種お手続き※4 ・電気のお引越し ・ご契約名義の変更 ・ご契約パニュー変更 ・ご契約アンペア変更 ・お届先住所の変更 ・検針票お届け先の変更 ・サード払いの申込み※5 ・口座振替の申込み ・口座振替日の変更	-	<b>②</b>
使用量をみんなと比べる	Φ	-
電気の使用量・金額確定お知らせメール	Φ	<b>②</b>
安心なリフォーム会社紹介サービス	Ф	_

#### スマイル基金 活動報告会のご案内

先日、会員の方々には、メールでご案内したところですが、下記要領で消費者スマイル基金の 助成対象となった活動の報告会が開かれます。

適格消費者団体の差止請求の事案、特定適格消費者団体の被害回復の事案について、複数の報 告が行われる貴重な機会となっています。

100名までの定員で ZOOM で行われます。PC またはスマホをお持ちであれば、簡単にアク セスできますので、ご希望の方は、消費者スマイル基金までお申し込みください。

- 1. 日時:2020年11月2日(月)18:30~20:00
- 2.開催形式: オンライン学習会 (ZOOM)
- 3.報告テーマ

1

- (1) 差止請求関連
- ①消費者支援機構関西

チケット売買規約におけるキャンセル不可と転売禁止を定める規定の差止を求めた訴訟 の状況

②消費者ネット広島

建築請負契約における瑕疵の判断を事業者の密接な関係者にゆだねる条項及び解約時の 違約金を解約の時期にかかわらず請負総額の5%とする条項について差止を求めた訴訟の

結果

③消費者支援ネット北海道

レンタカー貸渡契約における以下の条項等について差止を求めた訴訟の結果

- ・レンタカーを借受期間満了時までに所定の返還場所に返還しない場合,消費者に一切の 損害を賠償する責任を負わせる条項。
- ・消費者がレンタカーを返還した後は、業者は遺留品を保管する義務を負わない条項 等
- ④適格認定を目指す団体からの、裁判外の申入れ活動についての報告もあります。
- (2) 被害回復関連
  - ①消費者支援機構関西

景品表示法の措置命令が出された機能性表示食品について、自主的返金を求めた取り組み

②消費者機構日本

東京医科大学に対する入試受験料返還を求めた共通義務確認訴訟の判決と簡易確定手続 の進行

順天堂大学にたいする医学部入試受験料返還を求めた共通義務確認訴訟の状況 大東建託に申込金の自主的返還を求めた取り組み

- 4.参加費: 無料
- 5. 定員: 100名(定員になり次第締め切り)
- 6.申し込み: メールにて、consumerkikin@tiara.ocn.ne.jp まで

上記メールに「お名前、(団体名)、メールアドレス、電話番号」を記入の上、必ず事前(10月29日まで)にお申込みください。所定の申込用紙はありません。 https://www.smile-fund.jp/info/pdf/ $20201021_01_01_01$ .pdf

#### 東京都消費者月間 WEB交流フェスタ 2020 に参加ください

当機構は、東京都と都内の消費者団体で構成する東京都消費者月間事業に実行委員会として参加しています。東京都消費者月間実行委員会では、毎年 10 月を中心に、消費者の啓発、消費者団体相互の連携強化、消費者・事業者・行政の協同の推進を目的として、東京都消費者月間「くらしフェスタ東京」を開催しています。

例年、新宿西口広場イベントコーナーで2日間、交流フェスタを開催していましたが、今年度は「ウィズコロナ」時代の新しい生活様式に即して、WEB上で実施する「WEB交流フェスタ 2020」(10/9~12/9)での開催となりました。今年度メインテーマは「誰もがくらしやすい未来へ」です。

WEB 交流フェスタでは、消費者団体・事業者・行政が「くらし」「環境・エシカル」「食」「安全対策」「消費者被害防止」「子供」の6つテーマで、知っていると役に立つ生活情報やクイズラリーなどのページを用意しました。当機構も「消費者被害防止」のエリアで、WEB ブース(テーマ:消費者団体訴訟制度の活用を!)を出展していますので、お時間のある時にご覧ください。

WEB 交流フェスタ 2020: <a href="http://kurashifesta-tokyo.org/2020/festa/top.html">http://kurashifesta-tokyo.org/2020/festa/top.html</a> 消費者機構日本 WEB ブース:

http://kurashifesta-tokyo.org/2020/festa/webooth/consumer/02-coj.html WEB 交流フェスタチラシ

#### 預託法及び特商法改正の動向

ジャパンライフ事件など販売預託商法による消費者被害が続いています。また、通信販売の「お試し」をうたっているものの実は定期購入であったというトラブルが急増しています。これら悪質商法に対策を講じるため、預託法及び特定商取引法の改正について、消費者庁の検討委員会で報告書が出され、消費者庁において両法の改正法案準備が進められています。

検討委員会報告書の概要は、次のポンチ絵(消費者庁作成)を参照ください。

○ 送り付け商法について諸外国の法制も参考に必要な実効的な制度を措置。

#### 「特定商取引法及び預託法の制度の在り方に関する検討委員会」報告書について 1. 基本方針 消費者被害を惹起する悪質事業者を <u>イノベーション</u>の進展による消費者取引 | 「新たな日常」が模索される中、消費生活の変化 ターゲットに抜本的な規制・制度改革を実行。 を巡る新しい環境に機動的に対応。 に即応し、<u>消費者の不安を払拭</u>する環境を整備。 2. 具体的なアクション(特定商取引法・預託法の改正) (2)信頼性のある通信販売市場の発展に向けたルール・環境整備 (1)消費者の脆弱性につけ込む悪質商法への抜本的な対策強化 <特定商取引法の改正> 取引の際の状況次第で全ての消費者が「脆弱性」を有している と捉え、それにつけ込んで不当な利益を追求する悪質事業者に対 して厳正に対処するために、抜本的な規制・制度改革を行う。 る行為等の規制を強化。詐欺的な定期購入商法で意に反して契 <預託法の改正> 約の申込みを行わせる行為等を念頭に、解約・解除を不当に妨害 する行為を禁止するとともに民事ルールを創設。 特定商品制の撤廃 販売預託の原則禁止等 特定商取引法の「インターネット通販における『意に反して契約 販売を伴う預託等取引契約は、本質的に反社会的な性質を有 し、行為それ自体が無価値と捉えるのが相当であることから、原 則禁止とする。その前提で対象の明確化等を実務的に検討。そ の上で違反行為への十分な抑止力を持った法定刑を設け、締結 の申込みをさせようとする行為』に係るガイドライン」を見直し <特定商取引法の改正> 〇 オンライン・ショッピングモールを経由した取引等への対応 オンライン・ショッピングモール等における販売業者等の表示義務の履行の確保及び法執行時の販売業者等に対する追跡可能性 された契約は民事上無効とする。 O その他 勧誘規制強化、広告規制新設、民事ルールの拡充等を措置。 の確保のための規定を整備 官民の新たな違反情報共有メカニズムを構築。 <特定商取引法・預託法の改正> <特定商取引法の改正> ○ 法執行の迅速化に資する規定を整備。 〇 国際化への対応 越境消費者取引の適正化を図るとともに、法適用について国内 〇 従前の法執行の運用状況を踏まえた制度的措置、法執行の 事業者と海外事業者とのイコールフッティングを確保するための制 強化のための規定を整備。 度を措置 (3)「新たな日常」における課題への機動的な対応 ○ 通信販売市場の信頼、透明性、公正性を確保する官民の取組・連携の強化。

今回の報告書では、販売預託商法を原則禁止とすることや、通販の詐欺的定期購入に関して顧客の意に反して通信販売に係る契約の申込みをさせようとする行為等の規制を強化することなどがうたわれています。この報告書を具体化する方向で、法案作成がすすめられることが期待されます。

全国消費者団体連絡会では、預託法及び特定商取引法の早期改正を求める意見書を出しています。http://www.shodanren.gr.jp/database/438.htm

また、2月の地方議会に両法改正を求める意見書の採択を働きかける取り組みを各地の消費者 団体に呼び掛けています。

### 全国の適格消費者団体(21団体)のホームページ公表情報 (2020年9月10日~10月25日分)

○各適格消費者団体(21団体)のホームページの公表情報です。事業者への申入れ等の活動を中心に紹介します。※同一団体内の掲載順は、公表日が新しいものからとなっています。

適格消費者団体名·特定適格消費者団体	公表情報(9月12日~10月25日)
《消費者支援ネット北海道》 http://www.e-hocnet.info/	■2020 年 10 月 06 日 : パラカ㈱に対する「再申入れに関するご 連絡」を送付しました。
	■2020 年 09 月 25 日 : ㈱レンタス(ニコニコレンタカー)に対 し、申入書を送付しました。
	■2020 年 09 月 25 日 : 中和石油株式会社に対し、差止請求経過 についてご報告します。
	■2020 年 09 月 25 日: 再申入書に対するトヨタ自動車㈱から回答書を受領しました。
	■2020 年 09 月 25 日: 再申入書に対する㈱日産カーレンタルソ リューションから回答書を受領しました。
《消費者市民ネットとうほく》 http://www.shiminnet-tohoku.com/	※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。
《とちぎ消費者リンク》 http://tochigilink.org/	■2020/09/23: <u>申入れ活動一覧</u> を更新しました
《消費者支援群馬ひまわりの会》 https://www.npo-himawari.jp/	※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。
《埼玉消費者被害をなくす会》 http://saitama-higainakusukai.or.jp/	■2020 年 10 月 23 日 : (株) ZERUTA 対する共通義務確認訴訟 (被害回復訴訟) の第 1 回期日が再度変更になりました
	■2020 年 10 月 23 日 : (株) オークファンに「申入書」を送付、 「回答」を受領しました
	■2020 年 10 月 21 日 : アンケート・めやすばこ「コロナ禍の生活の変化」にご協力ください
	■ 2020 年 10 月 08 日:(株) ROOKIES 対する差止請求訴訟の 第 2 回期日について
	■2020 年 09 月 25 日 : (株) ROOKIES 対する差止請求訴訟の 第 1 回期日が決まりました
	■2020 年 09 月 23 日: ジャパンベストヘルス(株)に対し「申入書」を送付、「回答」を受領しました
	■2020 年 09 月 18 日 : (株) ディー・エヌ・エーに対する控訴 審判決期日について
《消費者市民サポートちば》 https://sapochiba.com/	※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。
《消費者機構日本》 http://www.coj.gr.jp/	■2020年10月5日:東京電力エナジーパートナー株式会社:「でんき家計簿・くらし TEPCO web サービス利用規約」の免責規定の一部が是正されました。

《全国消費生活相談員協会》 http://www.zenso.or.jp/	※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。
《消費者支援かながわ》 http://www.ss-kanagawa.org/	※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。
《消費者支援ネットワークいしかわ》 http://csnet-ishikawa.com/	※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。
	■2020 年 10 月 21 日:株式会社 Moopon Corporation (すみやスパ&ホテル広島) に対して申入書を送付しました。
	■2020 年 10 月 21 日:株式会社アイ工務店に対して申入書を送付しました。
《消費者被害防止ネットワーク東海》 http://cnt.or.jp/	■2020 年 10 月 21 日:株式会社名古屋冠婚葬祭互助会に対して 再申入書を送付しました。
Trop Wester.or.jp	■2020 年 10 月 21 日:株式会社エイチ・アイ・エスに対して申入書を送付しました。
	■ その他:申し入れ活動記事一覧: https://cnt.or.jp/category/information
《京都消費者契約ネットワーク》 http://kcen.jp/	■2020 年 10 月 22 日: 株式会社ライフに対して差止請求書を送付しました。
《消費者支援機構関西》 http://www.kc-s.or.jp/	■ 2020 年 10 月 22 日: コスモエネルギーホールディングス株式会社、コスモ石油マーケティング株式会社に対して八イオクガソリンの性能の表示をめぐる問題について、「要請書」を送付しました。  ■ 2020.10.12: 興和株式会社への「カンゾコーワドリンク」「カンゾコーワ粒」の表示の差止めを求める「申入書」に対して回答が届きました。  ■ 2020.10.08: USJ のチケット利用規約のキャンセル・転売条項の差止めを求めた第4回裁判が行われました。
《ひょうご消費者ネット》 http://hyogo-c-net.com/	※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。
《消費者ネットおかやま》 http://okayama-con.net/	■2020/09/10:カードローン契約書の相続による期限の利益喪失条項を削除頂き、改善確認が出来た次の信販会社3社に終了連絡文を送付しました全日信販・アイフル・信金ギャランティ ■2020/09/10:株式会社New Worldsから回答がない状態でその後の状態を確認したところ、問題の返品規約が表示されていたHPが削除されており、申入れ終了としました
《消費者ネット広島》 http://www.shohinet-h.or.jp/	※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。

## Consumers Organization of Japan Newsletter 2020 年(令和 2 年)10 月 27 日発行

《えひめ消費者ネット》 http://ehime-syouhisya-net.org/	※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。
《消費者支援機構福岡》 http://www.cso-fukuoka.net/	■2020 年 10 月 21 日 : (株) P G Sホームへ「貴社契約書類等に 関するご連絡」を送付しました
《佐賀消費者フォーラム》 http://www.saga-consumersforum.o r.jp/main/1.html	※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。
《大分県消費者問題ネットワーク》 http://oita-shohisyanet.jp/	※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左 記のホームページをご覧ください。
《消費者支援ネットくまもと》 http://www.net-kuma.com/	<ul> <li>■ 2020-10-23: アマゾンジャパン合同会社等と会員規約についての是正協議を終了しました。</li> <li>■ 2020-10-01: 健康食品などの販売業者の広告及び規約について当法人の申入れ及び要請及びその結果について</li> <li>■ 2020-10-01: 株式会社ファンソルに対する申入れを終了しました。</li> </ul>



特定非営利活動法人消費者機構日本 発行人:藤井喜継 編集責任者:磯辺浩一

〒102-0085 東京都千代田区六番町 15 プラザエフ 6 階 TEL:03-5212-3066 FAX:03-5216-6077

COJ Newsletter 160 号

- 7 -